

平成 19 年 12 月 20 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
 クレッシュェンド投資法人
 代表者名 執行役員 轉 充 宏
 (コード番号: 8966)

資産運用会社名
 カナル投信株式会社
 代表者名 代表取締役 轉 充 宏
 問合せ先 取締役管理部長 伊藤 真也
 TEL. 03-5402-8731

資産運用会社における利害関係者の定義変更に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるカナル投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、社内規程により、金融商品取引法施行前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）上定義されている利害関係人等に加え、資産運用会社の総株主の議決権の 10/100 を超えている株主及び利害関係者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社を利害関係者として定め、利害関係者との間の利益相反取引を規制してきましたが、本日、下表の通り利害関係者の定義を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

変更の箇所は下線の部分です。

1. 変更の内容

変更前	変更後
<p>1. 「利害関係人等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律<u>施行令第 20 条</u>で定める者をいう。</p> <p>2. 「利害関係者」とは、<u>利害関係人等並びに当会社の総株主の議決権の 10/100 を超えている株主及び利害関係者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>1. 「利害関係人等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 201 条第 1 項、<u>同施行令第 123 条、金融商品取引法第 31 条の 4 第 5 項及び第 6 項、同施行令第 15 条の 16 並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第 33 条及び第 34 条</u>で定める者をいう。</p> <p>2. 「利害関係者」とは、<u>以下に定める者のいずれかをいう。</u></p> <p>(1) <u>1. に定める利害関係人等</u></p> <p>(2) <u>当会社の総株主の議決権の 10/100 を超える議決権を保有する会社等（1. で規定する利害関係人等を除く。）</u></p> <p>(3) <u>(2) に定める会社等がその総株主等の議決権の 50/100 を超える議決権を保有する会社等</u></p> <p>(4) <u>(1) 乃至 (3) に定める者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等</u></p>

2. 変更の理由

投信法の改正等により、法令上定義されている利害関係人等の範囲が変更となったことに伴い、資産運用会社の社内規程による規制範囲を従前のものと同水準とすべく、利害関係者の範囲を調整するものです。

以 上

- * 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス <http://www.c-inv.co.jp/>